表一

等級区分機による等級	曲げ強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
M60A若しくはM60B又はこれらと同等以上の等級	二七・〇
M30A若しくはM30B又はこれらと同等以上の等級	一九・五

表二

等級	曲げ強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
一等	三三・〇
二等	二一・〇

I_A　次の式によって計算した直交集成板の等価断面の断面二次モーメント（単位　ミリメートルの四乗）

$$I_A=\frac{\sum(E_iI_i+E_iA_iz_i^2)}{E_0}$$

この式において、E_i、I_i、A_i、z_i及びE_0は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_i　i番目の層に使用するラミナの曲げヤング係数（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

この場合において、強軸方向の基準強度を計算する場合における直交層に使用するラミナの曲げヤング係数及び弱軸方向の基準強度を計算する場合における平行層に使用するラミナの曲げヤング係数は〇とする。

I_i　i番目の層の断面二次モーメント（単位　ミリメートルの四乗）

A_i　i番目の層の断面積（単位　平方ミリメートル）

z_i　直交集成板の中立軸とi番目の層のラミナの重心との距離（単位　ミリメートル）

E_0　強軸方向の基準強度を計算する場合にあっては外層に使用するラミナの曲げヤング係数、弱軸方向の基準強度を計算する場合にあっては内層の最も外側に使用するラミナの曲げヤング係数（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

I_0　直交集成板の断面二次モーメント（単位　ミリメートルの四乗）

A_A　イに規定する直交集成板の等価断面の断面積（単位　平方ミリメートル）

A_0　直交集成板の断面積（単位　平方ミリメートル）

ニ　第一第十九号イに規定する直交集成板（積層方向でかつ強軸方向の長期に生ずる力に対する許容応力度を計算する場合にあっては、構成の方法が三層三プライ、三層四プライ、五層五プライ又は五層七プライであるものに限り、積層方向でかつ弱軸方向の長期に生ずる力に対する許容応力度を計算する場合にあっては、三層三プライ、三層四プライ、五層五プライ、五層七プライ又は七層七プライであるものに限る。）のせん断の基準強度F_Sは、その方向に応じて、次の表に掲げる数値又は式によって計算した数値とする。

表一

等級区分機による等級	曲げ強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
M60A若しくはM60B又はこれらと同等以上の等級	二七・〇
M30A若しくはM30B又はこれらと同等以上の等級	一九・五

表二

等級	曲げ強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
一等	三三・〇
二等	二一・〇

I_A　次の式によって計算した直交集成板の等価断面の断面二次モーメント（単位　ミリメートルの四乗）

$$I_A=\frac{\sum(E_iI_i+E_iA_iz_i^2)}{E_0}$$

この式において、E_i、I_i、A_i、z_i及びE_0は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_i　i番目の層に使用するラミナの曲げヤング係数（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

この場合において、強軸方向の基準強度を計算する場合における直交層に使用するラミナの曲げヤング係数及び弱軸方向の基準強度を計算する場合における平行層に使用するラミナの曲げヤング係数は〇とする。

I_i　i番目の層の断面二次モーメント（単位　ミリメートルの四乗）

A_i　i番目の層の断面積（単位　平方ミリメートル）

z_i　直交集成板の中立軸とi番目の層のラミナの重心との距離（単位　ミリメートル）

E_0　強軸方向の基準強度を計算する場合にあっては外層に使用するラミナの曲げヤング係数、弱軸方向の基準強度を計算する場合にあっては内層の最も外側に使用するラミナの曲げヤング係数（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

I_0　直交集成板の断面二次モーメント（単位　ミリメートルの四乗）

A_A　イに規定する直交集成板の等価断面の断面積（単位　平方ミリメートル）

A_0　直交集成板の断面積（単位　平方ミリメートル）

ニ　第一第十九号イに規定する直交集成板（積層方向でかつ強軸方向の長期に生ずる力に対する許容応力度を計算する場合にあっては、構成の方法が五層五プライ又は五層七プライであるものに限り、積層方向でかつ弱軸方向の長期に生ずる力に対する許容応力度を計算する場合にあっては、三層三プライ、三層四プライ又は七層七プライであるものに限る。）のせん断の基準強度F_Sは、その方向に応じて、次の表に掲げる数値又は式によって計算した数値とする。